

福岡県田川地区消防組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

〔 昭和 45 年 4 月 1 日 〕
〔 条 例 第 4 号 〕

改正	昭和 46 年 3 月 10 日条例第 6 号	昭和 47 年 3 月 15 日条例第 3 号
	昭和 52 年 3 月 2 日条例第 3 号	昭和 55 年 12 月 1 日条例第 2 号
	昭和 59 年 3 月 7 日条例第 1 号	昭和 61 年 3 月 17 日条例第 1 号
	昭和 62 年 3 月 20 日条例第 1 号	昭和 63 年 3 月 30 日条例第 1 号
	平成 元年 3 月 30 日条例第 3 号	平成 2 年 3 月 29 日条例第 1 号
	平成 3 年 3 月 12 日条例第 4 号	平成 4 年 3 月 6 日条例第 1 号
	平成 5 年 3 月 1 日条例第 1 号	平成 15 年 3 月 6 日条例第 1 号
	平成 15 年 4 月 1 日条例第 2 号	平成 18 年 12 月 26 日条例第 6 号

（目的）

第 1 条 この条例は、特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「特別職の職員」とは、管理者、第 1 号副管理者、議会の議員、監査委員、公平委員会の委員及び附属機関の委員をいう。

（報酬）

第 3 条 特別職の職員の報酬は、別表第 1 のとおりとする。

（報酬の支給の方法）

第 4 条 報酬が年額で定められている者については、毎年度 3 月に支給する。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、これを繰り上げて支給することができる。

2 報酬が日額で定められている者については、勤務のつど支給する。

3 年度の中途において、その職についた者又はその職を離れた者に対する報酬は、月割計算により支給する。ただし、月の中途で就退任した場合における当該月については、日割計算で支給する。

（費用弁償）

第 5 条 特別職の職員が、公務のために旅行をしたときは、費用弁償として別表第 2 に定める旅費を支給する。

2 田川市郡内に居住する特別職の職員が、議会又は委員会その他特定の公務に出席したときは、前項の規定にかかわらず費用弁償として、1 日につき 1,800 円を支給する。

第 6 条 この条例に規定するもののほか、費用弁償の支給については、福岡県田川地区消防組合職員旅費支給条例の例による。

（規則への委任）

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 46 年条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 47 年条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 52 年条例第 3 号）

この条例は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 55 年条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 3 条の規定は、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 59 年条例第 1 号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 58 年 10 月 1 日から適用する。

（費用弁償の内払）

2 改正前の福岡県田川地区消防組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、昭和 58 年 10 月 1 日から施行日までの間に支払われた費用弁償は、改正後の福岡県田川地区消防組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の内払とみなす。

附 則（昭和 61 年条例第 1 号）

この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年条例第 1 号）

この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年条例第 1 号）

この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年条例第 3 号）

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年条例第 1 号）

この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年条例第 4 号）

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年条例第 1 号）

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年条例第 1 号）

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年条例第 1 号）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行し、改正後の福岡県田川地区消防組合職員の旅

費に関する支給条例、福岡県田川地区消防組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例の規定は、この条例の施行の日の以後に出発する旅行及び管外出動手当（以下「旅行等」という。）について適用し、同日前に出発した旅行等については、なお従前の例による。

附 則（平成 15 年条例第 2 号）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年条例第 6 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

報 酬

職 名		報 酬 の 額
管 理 者		年額 55,000 円
第 1 号 副 管 理 者		年額 41,000 円
議 会	議 長	年額 39,000 円
	副 議 長	年額 36,000 円
	議 員	年額 33,000 円
監 査 委 員	識見を有する者のうちから選任された者	日額 11,400 円
	議会の議員のうちから選任された者	日額 8,000 円
公 平 委 員 会	委 員 長	日額 9,000 円
	委 員	日額 8,000 円
地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 の規定による付属機関の委員		日額 8,000 円
臨時又は非常勤の顧問、嘱託及びこれらのものに準ずるもの		予算に定められた範囲内

別表第2（第5条関係）

費用弁償

職 区分		管理者・	第1号副管理	執行機関	その他の職	
		議長	者・副議長・ 副議長・副 議員	の委員	務にある者	
車賃（1キロメートルにつ き）		円 37	円 37	円 37	円 37	
日当 （1日 につき）	甲 地 方	3,000	2,800	2,600	2,500	
	乙 地 方	2,600	2,400	2,200	2,100	
	福 岡 県 内	公用車を使 用しない場 合	2,000	1,800	1,700	1,600
		公用車を使 用する場合	1,000	900	850	800
	筑 豊 管 内	公用車を使 用する場合 を除く	1,000	900	350	800
宿 泊 料 （1日につき）	甲 地 方	14,800	14,000	13,000	12,000	
	乙 地 方	12,700	11,800	10,900	10,000	
食卓料（1夜につき）		2,600	2,400	2,200	2,100	